

指定廃棄物最終処分場問題に関する声明

2014年11月1日 日本科学者会議宮城支部

何世代にもわたり、かつ広域におよぶ問題です。住民の安全・安心を第一に考え、十分な議論を！

いま宮城県では、環境省が指定廃棄物最終処分場を決める「詳細」調査を一方的に進め、大きな不安と混乱を招いています。

これは、7月25日に開かれた県市町村長会議の場で、石原環境大臣が候補地を指定せず、県知事に任せるという姿勢に始まり、これを受けて村井宮城県知事が8月4日に再度市町村長会議を招集し、反対する自治体があるにもかかわらず「詳細調査受け入れ」を一方的に環境省に報告するという、独断的なやり方によって引き起こされたものです。

「指定廃棄物」は、東京電力福島第一原子力発電所の事故で環境に飛散した放射性物質が付着した稲わら、ごみの焼却灰、下水道の汚泥などで、放射線量が8000~10万Bq（ベクレル）/kgに及ぶものです。

国・環境省は、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の5県に最終処分場を建設する方針で、候補地に示されたところでは、安全面などで不安を感じ、反対の声が上がっています。宮城県では、3つの候補地から1か所に絞り込むための「詳細」調査が、地元の同意もなく、国有地内ということで一方向的に進められています。候補地のある加美町では事前通告もなく行われ、町長や町民が抗議し、処分場建設に反対する団体代表からは、「全国初の最終処分場を地すべり地帯の水源地につくる無謀な計画の中止と放射能を含む指定廃棄物の『適正処理』を求めて、県民的論議を呼びかけます」とのアピールが発表されています。

この問題の根源には、公害裁判で確立された「汚染者負担の原則」を無視して、当該地域に降ってきた放射性汚染物質は県内で処理するという放射性廃棄物汚染対処特別措置法があります。

これは住民の理解や市町村の同意を欠き、被害にあった住民感情を逆なでするものです。原発事故で飛散した放射性物質に県境などありません。国・東電の責任を不問に伏し、被災県に問題の解決を押しつけるこの特措法自体を見直すべきです。

最終処分場は、仮設焼却炉を造って、まず指定廃棄物を焼却して容積を減らし、コンクリートの埋設施設を地下に造って運び込み保管するというものです。焼却減容の過程で放

放射線量が 10 万 Bq/kg をはるかに超えるおそれがあるのみならず、焼却によりフィルターで捕集しきれない放射性物質がまたもや環境に放出されます。

そのうえ放射線曝露下のコンクリートの寿命評価や超長期間にわたるメンテナンスの実績を人類は持ち合わせていません。汚染源物質の一つであるセシウム 137 の放射線量は、100 年経過すると 10 分の 1 程度に減少しますが、集積される指定廃棄物の量により超長期間の保管が不可欠です。にもかかわらず環境省は、「コンクリートが所要の強度を有している、鉄筋の発錆を抑制する対策が講じられていれば、鉄筋コンクリート構造物は 100 年以上は十分に耐久性があります」と、長期間にわたる放射線の曝露下での耐久性能や密閉性について技術的・科学的な論拠を説明せずに、焼却炉も安全、埋設施設も安全と、安全神話を振りまいています。さらに、「安全な処分に万全を期すため、地盤や地形に起因する自然災害が発生する危険性がある地域は、候補地から除外します」と言明しながら、地滑り地帯の近傍にこの処分場を建設しようとしています。

このように、最終処分場の科学的・技術的信頼性を明確にせず、地元住民の不安を放置したまま、またもや安全神話を演出し、見切り発車的に処分場を決め、その建設を強行することは許されません。環境省は何世代にもわたって付き合うことになる地元住民の負担と向き合い、その意思を尊重し、納得のいく、しっかりした理解と合意形成のための取組にこそ力を注ぐべきです。

この問題は膨大な放射性汚染物質を何百年にもわたって安全に管理しなければならないという、人類史上未経験の難事業です。5 県だけの、いわんや候補地・選定地だけの問題ではなく、全国のさまざまな英知を結集して対応すべき課題であり、5 県の自治体関係者と地元住民が県内や候補地住民の枠を超え、互いに連携し、全国的運動とも連帯して協力することがきわめて大切です。なお、低レベル放射性廃棄物ですら大変困難な管理を余儀なくされることから、はるかに高レベルな放射性廃棄物を大量に排出する原子炉の再稼働は行わず、全ての原子炉を廃炉にするべきです。

日本科学者会議宮城支部はこのことを声明し、関係各位に呼びかけます。